

〔参考2〕

産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違

我が国の取引基本表は、68SNAとの整合性を図る一環として、昭和50年表から68SNAの概念を、平成7年表から93SNAの概念を段階的に取り入れてきた。平成27年表では、2008SNAの概念を順次取り入れている（これらの対応状況については、第3章の【参考1】を参照）。ここでは、取引基本表と平成28年に平成23年基準改定を行った「国民経済計算」（2008SNA準拠）との主な相違点を示す。

(1) 屑・副産物

取引基本表では、原則として屑・副産物の発生をマイナス投入方式で処理するため、商品別の生産額に影響が生じない（第4章第2節10(3)ア③を参照）。一方、国民経済計算では、生産過程で生じた屑・副産物が当該財貨・サービスの生産額に含まれているため、国民経済計算の財貨・サービス別の国内生産額は、取引基本表の屑・副産物分（内生部門発生分）だけ大きくなる。

また、取引基本表では、「再生資源回収・加工処理」を部門として設け、回収・加工に係る経費を計上しているが、国民経済計算では、「再生資源回収・加工処理」が部門として設けられていない。

(2) 事務用品、自家輸送

取引基本表では、作表・分析上の観点から、「事務用品」、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」を仮設部門として設けている。一方、国民経済計算では、事務用品、自家輸送を部門として設けられておらず、他の各投入部門に割り振られている。

(3) 家計外消費支出

取引基本表では、「家計外消費支出」を外生部門である最終需要及び粗付加価値にそれぞれ計上しているのに対し、国民経済計算は、家計外消費支出を各経済活動の生産活動に直接必要とする経費として中間消費（内生部門）に計上している。

(4) 対外取引

取引基本表と国民経済計算における対外取引の範囲は、図4-22に示すとおりである。国民経済計算では、海外からの要素所得（雇用者報酬等）の受取

と海外への要素所得の支払が含まれているが、取引基本表は「国内概念」であるため、これらを含まない。このほか、次のような相違点がある。

ア 関税及び輸入品商品税

取引基本表では、関税及び輸入品商品税を輸入部門に計上しており、各商品の輸入額にこれらを付加した額が各需要先部門に産出される。一方、国民経済計算では、これらは「生産・輸入品に課される税」（間接税）として扱われており、付加価値部門に計上されている。その際、間接税は、税を直接支払った経済活動別に計上することを原則としているが、その配分が困難なため、「輸入品に課される税・関税」として、付加価値部門に一括計上されている。

イ 輸出入品価格

取引基本表では、輸出品の価格はFOB価格で評価し、輸入品の価格はCIF価格で評価しているが、国民経済計算では、輸出品、輸入品ともにFOB価格で評価されている。

ウ 産業財産権等使用料

産業財産権等使用料の受払について、取引基本表では、記録の対象外とする一方、平成23年基準の国民経済計算では、サービスの純輸出に計上している（後述、(9)参照）。

(5) 消費税（投資控除）

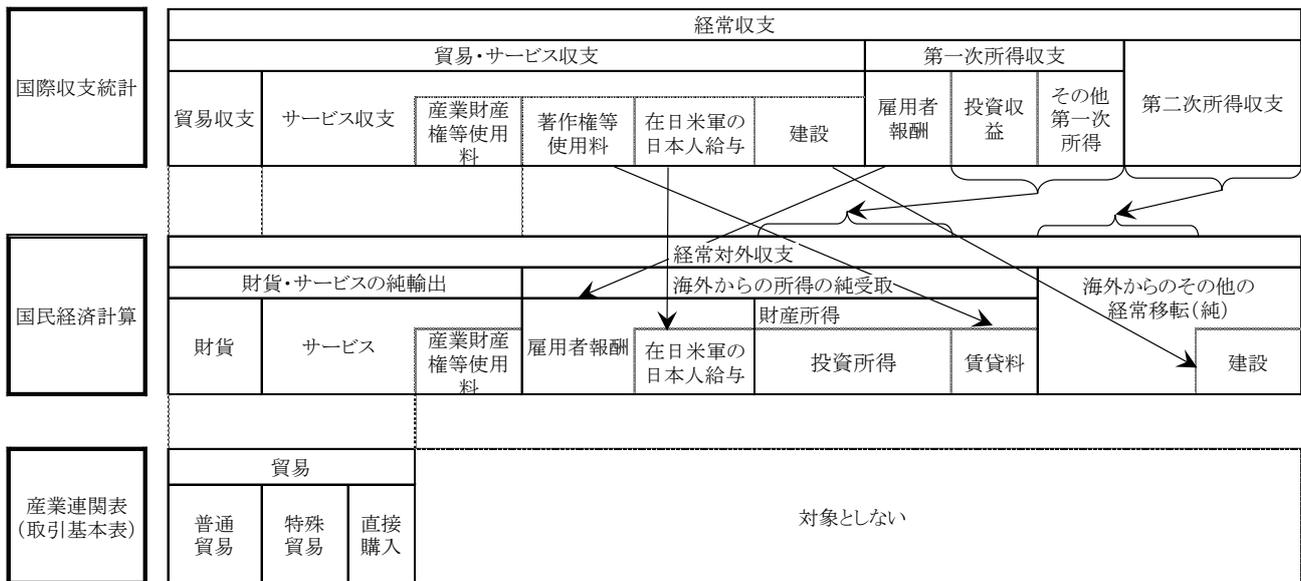
消費税納税額については、取引基本表及び国民経済計算ともに、間接税に含まれている。

ただし、取引基本表においては、内生部門・外生部門とも消費税込みの価格で表示している（グロス表示）が、国民経済計算では、我が国の消費税制度が前段階課税分の控除を認めていることを踏まえ、課税業者の投資に係る消費税額については、投資額から一括控除されている（修正グロス方式という。）。

(6) 政府及び独立行政法人等の扱い

政府及び独立行政法人等の諸活動に係る格付け（非市場生産者（一般政府）、非市場生産者（対家計民間非営利団体）、市場生産者のいずれかへの区分）については、取引基本表、国民経済計算とも2008SNAの基準に沿って見直したことから、両者の格付けは基本的に整合している。ただし、ごく一部の機関（法人を含む。）については、取引基本表上、当該機関に係る計数を適切に表章できないなどの理由か

図 4-22 国際収支統計、国民経済計算及び産業連関表の対外取引の対象範囲



(注1) 産業連関表の特殊貿易及び直接購入には、一部、財が含まれる。

(注2) この図は、国際収支マニュアル第6版(BPM6)に準拠した国際収支統計、平成23年基準の国民経済計算及び平成27年の取引基本表の関係を示したものである。国際収支統計(BPM6準拠)では、2014年以降については、サービス収支にFISIMを計上しているが、国民経済計算の定義範囲の相違や、過去の計数の利用可能でない等から、国民経済計算では独自にFISIMの海外取引を推計し、サービスの輸出に記録するとともに、投資所得(利子)の調整を行っている。また、取引基本表においても、独自にFISIMの海外取引を推計し、特殊貿易に記録する。

ら、国民経済計算における格付けと異なる扱いをしている(格付けの詳細については、第9章の【参考8】別表を参照)。

とともに、その使用料の受払については、「特許等サービス」と呼ばれるサービスの供給と使用として扱っている。これにより、海外との使用料(「国際収支統

(7) 部門名称の相違

取引基本表の外生部門(粗付加価値部門と最終需要部門)の各項目は、図4-23のとおり、国民経済計算の各項目にほぼ対応しているが、一部において名称の相違がある。

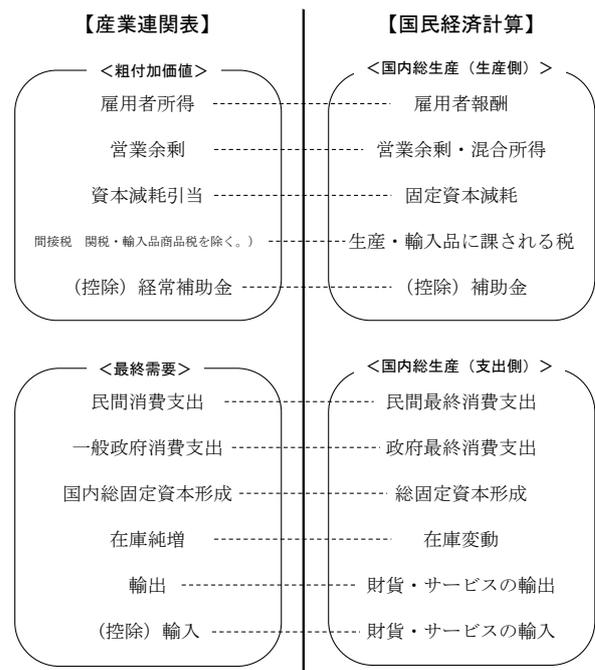
(8) 自社開発ソフトウェア

国民経済計算では、平成17年基準改定から93SNA(2008SNAも同様)で提唱されている自社内で開発するソフトウェア(1年を超えて生産に使用することが予定されているもの)について、その開発費用から産出額を推計し、総固定資本形成に計上している。一方、取引基本表では、該当する費用について、各生産活動の生産費用に内包されている。

(9) 特許使用料

国民経済計算では、平成23年基準改定から、2008SNAの研究・開発の資本化に対応することに伴い、特許実体を研究・開発という固定資産に含まれると扱う

図 4-23 外生部門の対応関係



計」の産業財産権等使用料)の受払は、財産所得でなく、サービスの輸出入に記録される。一方、取引基本表では、2008 SNAの研究・開発の資本化に対応するものの、特許使用料をサービスの生産活動としては扱わず、記録の対象外としている。